



2025年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社丸山製作所  
代表者名 代表取締役社長 内山 剛治  
(コード：6316 東証スタンダード市場)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 高取 亮  
(TEL 03-3252-2271)

## 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入し、下記のとおり、丸山製作所従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月5日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 23,392株（注）
(3) 処分価額	1株につき2,000円
(4) 処分総額	46,784,000円（注）
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による。 (丸山製作所従業員持株会 23,392株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本スキームの対象となり得る当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）全員に付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員である本持株会の会員（以下「対象会員」といいます。）の数および当社が定める付与基準に応じて確定します。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、創業130周年を記念し、グループ従業員のこれまでの貢献に対する感謝の意を表するとともに、本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、従業員一人ひとりの経営参画意識の醸成および当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームの導入を決定いたしました。

本スキームは、対象会員1名当たり当社が定める額の特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり後日確定いたしますが、最大23,392株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象従業員全員が本持株会に加入した場合には最大23,392株の処分を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数5,029,332株に対し0.47%であり、2025年3月31日現在の総議決権個数41,062個に対し0.57%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）です。

本スキームの導入は、創業 130 周年を記念し、グループ従業員のこれまでの貢献に対する感謝の意を表するとともに、本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、従業員一人ひとりの経営参画意識の醸成および当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、当社の企業価値の増大に寄与するものと考えておりますため、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

### 3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2025 年 5 月 12 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である 2,000 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 ヶ月（2025 年 4 月 14 日～2025 年 5 月 12 日）	1,959 円	2.09%
3 ヶ月（2025 年 2 月 13 日～2025 年 5 月 12 日）	1,986 円	0.70%
6 ヶ月（2024 年 11 月 13 日～2025 年 5 月 12 日）	2,013 円	-0.65%

当社の監査等委員会（社外取締役 4 名を含む 4 名で構成）は、処分金額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

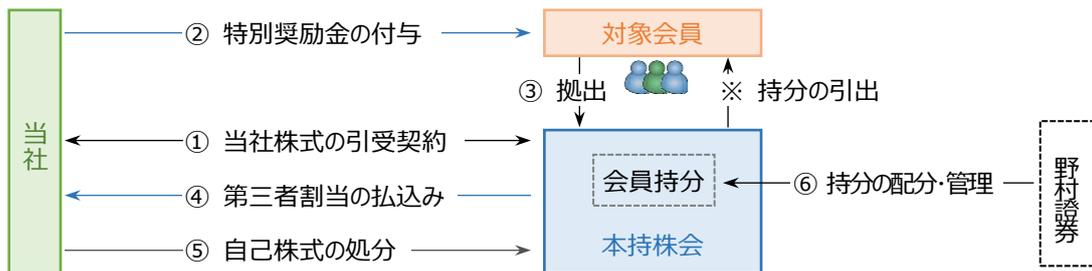
### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本スキームの仕組み】

- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
  - ② 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します
  - ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
  - ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
  - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
  - ⑥ 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引き出すことができます。



以上